

ことは出来ない。更に我々は争議を一般的に廣汎に擴大せしむることが必要であり、この爲には日常争議の應援、協力等他産業労働者大衆に對する接觸働きかけに努力すべきである。殊に同一資本の下に搾取されてゐる兄弟に對しては強力なる共同闘争の組織を持つ事が必要である。

(三) 對市共同闘争の方針

我が總聯盟は主要都市の電車従業員を以つて組織の中樞としてゐる。我々は都市に於ける全従業員の共同闘争の問題が特に當面の重要問題であると信ずるが故に茲に項を改めてその方針を述べんとするものである。

總聯盟加盟の組合が従来同じ市に使役され、搾取されてゐる電気、水道、土木、道路、衛生等の兄弟と共同闘争を遂行したのであるが、何れも好成績を擧げてゐない。しかもその共同闘争の組織たるや各都市ともまちまちな状態であつた。これは従來の總聯盟の不活動に起因するところ甚大であるが同時に共同闘争組織の上にも缺陷があつたことを見逃さない。今後總聯盟としてこの共同闘争組織に對する方針を統一し、加盟組合はこの方針に従つて果敢なる對市共同闘争の遂行に努力すべきである。

對市共同闘争の組織は市に對する共通の要求を掲げて、その獲得のために全市従業員大衆を——本組織大衆までも——廣く闘争に動員するための組織である。従來の共同闘争の失敗の一因は要求が整理統一されずに、組合によつて違つた要求項目が數多く提出されたため、一方の組合に於いて要求が一部分認容された場合、他の組合に於いて尙闘争せんとしてゐても單獨で打切るが如き缺陷を生んだ。大衆を強く共同闘争に動員するためには共通しない數多くの要求項目を提出すると言ふ事は誤りである。共通の要求項目を掲げて闘ふべきである。組織は組合と組合の頭だけの組織ではなく、職場大衆の中から選出された委員によつて構成する恒常的組織でなければならぬ。名稱は實際を現はすものであるから『對市共同闘争委員會』とすべきである。この委員會は組合そのものの機關ではないが、この組織に當つては組合が積極的に活動すべきであり、組合員中の優秀なる戰鬥的分子を職場から委員として送ると共に組合本部の代表を委員會の機關に参加せしむる事によつて實質的に組合の指導下に置くべきである。

更にこの組織は組合と組合との聯合體若しくは同盟體の形態をとる事は斷じて誤りである。従つて大衆を闘争に動員する宣傳煽動のための従業員大會を共同で地域的に或ひは全市的に持つことは必要であるがこの委員會の機關としての大會は持つべきではない。規約及び委員會の決議等も掲げ